



令和8年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内^(※1)と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定^(※2)が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。

※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

尼崎市会計年度任用職員（非常勤事務補助員）の募集

～一時保護所における夜勤事務補助業務～

1 応募受付期間・時間

- (1) 期間 令和8年1月27日（火）～随時
- (2) 時間 午前8時45分～正午及び午後1時～午後5時30分
- (3) 備考 日曜日、土曜日及び祝日、年末年始は受付を行っていません。

2 応募条件

18歳以上で、尼崎市の児童福祉分野に力を尽くしていただける方

※地方公務員法第16条各号の規定に該当しない人及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第9号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者でない人。（下記参照）

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項（特定性犯罪事実該当者）】

ア 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの

イ 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの

ウ 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの

3 応募方法

応募受付期間（時間）内に、応募様式及び確認書（各1部）を児童相談所設置準備担当に郵送若しくは直接ご持参ください。

4 採用予定日

令和8年4月1日

5 採用予定人数

14名程度

6 勤務条件

（1）任期

令和8年4月1日～令和9年3月31日

（2）条件付採用期間

採用日から1か月間（勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり）

（3）勤務場所

子どもの育ち支援センター新館

（尼崎市若王寺2丁目18番7号 あまがさき・ひと咲きプラザ内）

（4）職務内容

- ① 一時保護所における緊急一時保護等対応補助業務
- ② 一時保護所における児童の生活援助補助業務
- ③ 一時保護所施設の維持管理に関する補助業務
- ④ その他所属長が必要と認める業務

（5）勤務時間

4週間を1つの変形期間とした1カ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2）で、1勤務あたり15.5時間。（16時から翌日9時30分まで。うち2時間の休憩時間を除く。）日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日、及び年末年始（12月29日から1月3日）を含む月曜日から日曜日のうち週5～6日は勤務を要しない日とする。

※勤務日数については、本人の希望を踏まえ協議の上、決定します。

(6) 給与

① 報酬日額（1勤務あたり）

20,150～20,460円（令和8年度予定額）

※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

② 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり

③ 賞与 期末手当及び勤勉手当を6月及び12月に支給（予定）

※任期・在職期間や勤務実績等により、支給額の変動があったり、支給要件に該当しなかったりする場合があります

(7) 休暇等

年次休暇（有給）等の制度あり

※ただし勤務日数・勤務時間によって異なります。

(8) その他

公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

7 その他勤務条件

(1) 健康保険、厚生年金保険

適用あり（下記①・②の条件のいずれかに該当するときに限る）

※ 健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用

※ 適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

① 1週間当たりの勤務時間が30時間以上であり、かつ、任用期間（引き続いている従前の任用期間を含む）が2か月を超える見込みがある場合

② 1週間当たりの勤務時間が20時間以上であり、かつ、任用期間（引き続いている従前の任用期間を含む）が2か月を超える見込みがあつて、1か月当たりの報酬の額が88,000円以上である場合（学校教育法に規定する生徒・学生を除く）

(2) 雇用保険

適用あり（1週間当たりの勤務時間が20時間以上であり、かつ、任用期間（引き続いている従前の任用期間を含む）が31日以上となる見込みがある場合に限る）

(3) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(4) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

(5) その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱その他の定めを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあ

ります。

8 採用試験

- (1) 試験日時 提出書類受領後、随時実施
- (2) 試験場所 子どもの育ち支援センター「いくしあ」
尼崎市若王寺2丁目18番6号 あまがさき・ひと咲きプラザ内
- (3) 持参品 筆記用具
- (4) 試験内容 面接試験
- (5) 結果発表 面接後1週間以内に連絡します。



9 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募書類に記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

10 問い合わせ先（応募受付先）

尼崎市こども青少年局子どもの育ち支援センター 児童相談所設置準備担当
〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番6号 あまがさき・ひと咲きプラザ内
電話：06-6423-7008、ファクス：06-6409-4297